以下を無線通信局長に指示する。

本決議の決議事項で言及された条件を考慮しつつ、調整対象となる衛星通信網又はシステムのAPIの電子的提出及び公表のための紙を用いない安全で電子的な手段を実現すること。

追　　決議第909（WRC-12）　固定衛星業務通信網の5925-6425MHz及び14-14.5GHzのアップリンク周波数帯で運用する船上地球局に関する規定

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　FSSに分配された特定の帯域におけるESVの利用についてWRC-03が規定を設けたこと。

b)　その導入以来、ESVによって用いられる技術は、スペクトル拡散変調や同一周波数の地上業務との両立性を向上させる他の技術を含め、大幅に進化したこと。

c)　ESVアプリケーションは他に代替手段がないような場所でもブロードバンド接続を提供できること。

d)　ESVは同一帯域で運用している地上業務に許容できない混信を与える可能性があること。

e)　以前のITU-Rの研究は当時としては適切な技術基準を用いていたが、結果として、同一帯域で運用している地上業務を保護するために決議第902（WRC-03）に盛り込まれたESVの運用に制約を課すことになったこと。

f)　これらの制限と制約は新しく導入される技術に照らして見直される必要があること。

g)　許容できないような混信が発生するおそれが全くない状況であっても現行の規則では関係主管庁の同意を得ることを依然として必要としていること。

以下を認め、

a)　5925-6425MHz及び14-14.5GHzの周波数帯が分配されている業務がFSSの他にも幾つかあること。

b)　これらの他の業務が保護される必要があること。

以下をITU-Rに要請することを決議する。

1　5925-6425MHz及び14-14.5GHzアップリンク周波数帯のFSSで運用するESVに関する規定を見直し、認識事項a)及びb)で言及した他の業務を保護しつつ、既に導入している、又は導入予定の現在のESV技術及び技術的特性を反映するため、決議第902（WRC-03）への可能な改正を検討すること。

2　言及された研究をWRC-15に間に合うように完了すること。

追　　決議第957（WRC-12）　固定業務、固定局及び移動局に関する定義の見直しの研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　幾つかのアプリケーションを取り巻く今日の環境は、現行の定義が作られた時とは実質的に変わっていること。

b)　WRC-12に至る研究会期の中では、固定と移動の融合が研究され、この問題の環境に対処する１つの方策として提案されたのが固定業務、固定局及び移動局の定義の見直しであったこと。

c)　主管庁の要望に対処するために規制的手続は継続的に見直しがなされるべきこと。

d)　考慮事項b)における定義の見直しは、効率的な周波数管理と周波数利用の実現の支援を目指すものであるべきこと。

以下を認め、

a)　条約の第1003号が移動業務を定義していること。

b)　無線通信規則の第１条が固定業務、固定局及び移動局を定義していること。

以下を決議し、

1　修正の可能性も視野に、第１条の固定業務、固定局及び移動局の定義を見直すこと。

2　決議第１により定義が変更された場合、無線通信規則における規制上の手続（調整、通知及び記録）にもたらされる可能性のある影響並びに現行周波数分配及び他業務にもたらされる影響を研究すること。

以下をITU-Rに要請し、

下記の無線通信局長への指示で言及するように、決議第１及び決議第２で述べた必要な研究を、WRC-15の検討に間に合うように行うこと。

以下を主管庁に要請し、

ITU-Rの研究に積極的に参加すること。

以下を無線通信局長に指示する。

議題項目9.1（決議807（WRC-12）参照）での検討及び適切な措置が執られるよう、これらの研究の結果をWRC-15への報告書に盛り込むこと。

追　　勧告第16（WRC-12）　２つ以上の地上無線通信業務の下で稼働する可能性のある局の混信管理

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　無線通信業務と周波数分配は、混信管理規定を簡素化し、周波数への公平な接続を促進するため、周波数利用における国際的な統一を目指していること。

b)　無線通信業務と周波数分配の基本となる原則は、周波数帯域が海上業務に分配された1906年のベルリン無線電信会議より採用されていること。

c)　技術的、市場及び規制上の進展は無線通信を取り巻く環境、特に6GHz以下の周波数帯域で大きな変化をもたらしていること。

d)　これらの無線通信を取り巻く環境の変化、特に業務の融合が、特定の無線局を既存無線通信業務の下に分類することを非常に難しくする可能性があること。

e)　業務の融合により提起された問題は、必ずしも無線通信業務の再定義では対処できない可能性があること。

f)　これまでのWRCは、変化する無線通信環境の観点から、国際周波数規制の枠組み高度化の可能性を検討してきたこと。

g)　国際周波数管理の枠組みを高度化しようとするこれまでのITU-Rの研究は、伝統的な無線通信業務と周波数分配の枠組みの中でのみで行われてきたこと。

h)　柔軟性を高めるとともに、変化する無線通信環境に対応すべく、主管庁によっては